

**パリ協定下の温室効果ガスインベントリに
関するCOP24決定について**

パリ協定下の透明性枠組み、およびCOP24の結果について

- パリ協定第13条において、**強化された透明性枠組み**（Enhanced Transparency Framework）の設立が決定され、2018年12月に開催されたCOP24（ポーランド・カトヴィツェ）において、当該枠組みを実施するための**モダリティ・手順・ガイドライン**（Modalities, Procedures and Guidelines : **MPGs**）が**採択**された。
- 本MPGsは、現行の気候変動枠組条約下の報告・審査制度のように**先進国・途上国に二分化されたものではなく、全てのパリ協定締約国に一律に適用される**もの（ただし、途上国の能力に応じた柔軟性あり）。先進国だけではなく、途上国を含めた全ての国に対し、一定の精度を有する温室効果ガス排出・吸収量やパリ協定下で各国が自主的に決定する貢献（いわゆる排出削減目標。Nationally Determined Contribution : NDC）の達成に向けた進捗状況等の報告が求められることとなる。
- パリ協定下の透明性制度においては、①温室効果ガス排出・吸収量に関する国家インベントリ報告書、②パリ協定第4条の下でのNDCの実施・達成に向けた進捗状況、③資金・技術移転・能力開発支援の提供（先進国および支援を提供したその他の国のみ）、④資金・技術移転・能力開発支援の受領およびニーズ（途上国のみ）等の情報を、**2年おきに隔年透明性報告書**（Biennial Transparency Report: **BTR**）として報告する必要がある。なお、初回のBTRの提出期限は、**遅くとも2024年12月31日まで**と設定された。
- 条約の下で先進国に課されている**毎年の温室効果ガスインベントリ報告の義務はそのまま維持**されるが、準拠する報告ガイドラインについては、現行のインベントリ報告ガイドライン（24/CP.19）ではなく、**パリ協定下のMPGsを用いる**必要がある（すなわち、条約下の報告と、パリ協定下の報告は同一となる）。なお、上記の①国家インベントリ報告書は、**独立した報告書でも、BTRの一部として報告しても良い**こととなった。
- 提出された国家インベントリ報告書は、パリ協定下の**技術専門家審査**（Technical Expert Review: **TER**）に供され、MPGsで定められた報告要件との整合性等をレビューされることとなる。

出典：Decision -/CP.24 Preparations for the implementation of the Paris Agreement and the first session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp24_auv_1cp24_final.pdf>, Decision -/CMA.1 Modalities, procedures and guidelines for the transparency framework for action and support referred to in Article 13 of the Paris Agreement <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp24_auv_transparency.pdf>より作成。

MPGsにおけるインベントリの規定について

- MPGにおけるインベントリの報告要件については、基本的に現行の先進国に対するインベントリ報告ガイドライン（24/CP.19）がほぼ踏襲されているものの、下記の変更点がある。
 - ✓ **使用ガイドライン：2006年IPCCガイドライン**およびパリ協定締約国会合（CMA）で合意された**IPCCガイドラインの改良版**
(※現行ガイドラインにはIPCCガイドラインの改良版に関する言及はなし。なお、現在IPCCで作成が進んでいる2006年IPCCガイドラインの2019年改良版は、2019年5月のIPCC総会において採択される見込み。IPCCでの採択後、CMAにおいてその使用が合意された場合に、2019年改良版を適用する義務が生じる)
 - ✓ **総排出量を計算するためのメトリックス：IPCC第5次評価報告書（AR5）に示された100年間の地球温暖化係数（GWP）**
(※現行ガイドラインでは、IPCC第4次評価報告書（AR4）に示された100年GWPを使用。AR5の100年GWPを適用した場合、CH₄は25から28へ、N₂Oは298から265へ変更となる)
- 途上国における報告作成能力の実情を考慮し、特定の報告要件に対しては、**能力に照らして柔軟性を必要とする途上国には一定の柔軟性が付与される**。なお、柔軟性は各途上国が**自らの決定で適用することが可能だが、どのような能力の制約があるのか、その能力的制約を改善するためにどの程度の時間枠が見込まれるか**を報告する必要がある。
- また、各国は可能な限り**報告の改善領域を特定し、定期的に更新し、BTRで報告**することが求められている。

MPGsにおけるインベントリの報告に関する主な規定の概要

項目	概要	能力に照らして途上国に付与される柔軟性
構成	✓ 国家インベントリ文書 (national inventory document: NID) と、共通報告表 (common reporting tables: CRT) を報告	✓ なし
使用ガイドライン	✓ 2006年IPCCガイドラインおよびCMAで合意された改良版	✓ なし
対象セクター	✓ 全てのカテゴリー	✓ なし
対象ガス	✓ CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFCs, PFCs, SF ₆ , NF ₃	✓ 少なくともCO ₂ , CH ₄ , N ₂ O ✓ 加えて、NDCに含まれているか、6条の活動 (ITMOs) でカバーされているか、もしくは過去に報告しているFガス
対象時系列	✓ 1990年から毎年分 ✓ 最新年はX-2年 (Xは報告年)	✓ 開始年については、最低でもNDCの参照年を含む。 ✓ 2020年以降毎年の時系列を含む。 ✓ 最新年は、X-3年
主要カテゴリー分析	✓ 開始年・最新年のレベル・トレンドアセスメント (アプローチ1) を実施	✓ 主要カテゴリーの閾値として、95%ではなく85%を使用可

MPGsにおけるインベントリの審査に関する規定の概要

- パリ協定第13条の下で報告された国家インベントリ報告書（条約下の報告も兼ねる）は、BTRにおける他のパートとともに、**技術専門家審査**（Technical Expert Review: **TER**）に供される。TERは**非懲罰的な性質のものであり、報告内容の改善を促進**することを目的としている。
- TERは、条約事務局が専門家名簿から編成する**技術専門家審査チーム**によって実施される（現行のインベントリ審査と同様の形式）。
- TERは下記の4種類から構成される。
 - ✓ **集中審査**（審査チームが条約事務局のあるドイツ・ボンに集合して審査を実施）
 - ✓ **訪問審査**（審査チームが審査対象国に訪問して審査を実施）
 - ✓ **机上審査**（審査チームのメンバーが自国で審査を実施）
 - ✓ **簡易審査**（**新たに導入。BTRを報告しない年に提出された国家インベントリ報告書に対して、技術専門家審査チームではなく、条約事務局が報告の完全性とMPGsとの整合性の評価を行う**）
- TERの結果は、技術専門家審査報告書として取りまとめられ、UNFCCCのウェブサイトで公開される。
- その後、各国のNDCの実施・達成状況や、支援の提供状況の進捗について、締約国間で質疑応答を行う**進捗の促進的な多国間検討**（Facilitative, Multilateral Consideration of Progress: **FMCP**）が実施される。

パリ協定下のインベントリ報告への移行に関する影響のまとめ

- 毎年の年次インベントリ報告は、**条約下の義務履行を兼ねる形で、パリ協定の下で継続。**
- 報告要件についてはほぼ現行のガイドラインを踏襲。ただし、**地球温暖化係数（GWP）の変更**と、将来的に**2006年IPCCガイドラインの2019年改良版への対応が必要。**
- インベントリの審査は、**BTRの審査と共に実施される形に。**
- 一定の柔軟性は付与されているものの、途上国も共通のガイドライン（同一の報告要件）となったことから、**今後、途上国に対する能力開発支援の提供がより一層重要となる。**

国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）結果概要

（1）パリ協定の実施指針の採択

- **パリ協定の精神に則り、二分論によることなく、すべての国に共通に適用される実施指針を採択。**
- 緩和（2020年以降の削減目標の情報や達成評価の算定方法）、透明性枠組み（各国の温室効果ガス排出量、削減目標の進捗・達成状況等の報告制度）、資金支援の見通しや実績に関する報告方法などについて規定。
- 市場メカニズム（二国間クレジット制度（JCM）等の取扱い等）については、根幹部分は透明性枠組みに盛り込まれた。なお、詳細ルールは次回COPにおける策定に向けて検討を継続。
- 我が国は、COP議長や主要国など13か国及びEUとのバイ会談等を積極的に実施するとともに、パリ協定の実施指針採択に向けた議論に積極的に参加し、先進国と途上国の二分論の回避に貢献。

（2）日本の取組をアピール

- 4年連続の排出削減、衛星「いぶき」による世界の排出量把握への貢献、「地域循環共生圏」の構築などを、政府代表演説やバイ会談など**あらゆる機会**で発信。日本の取組や技術について高い評価を受けた。
- 海洋プラスチック対策の実効ある枠組みを、来年のG20で構築していくことについて、米国、中国などと意見交換。各国の理解と賛同を得た。

（3）米国の交渉参加と評価

- 米国のパリ協定に対する態度は変わらないものの、国益を重視する観点から積極的に交渉に参加した。
- 米国国務省は、「米国は、交渉の成果に留意し、米国交渉官の努力に感謝する。交渉成果は、米国の経済的競争相手に対し、1992年以来米国が満たしてきた基準に沿った形での排出量の報告を課すための重要な一歩である。」と15日に発表。